

原子力損害賠償制度、核燃料サイクル政策の在り方 及び放射性廃棄物の処理・処分に 関する 原子力委員会の取組について

平成26年6月10日
原子力委員会委員長
岡 芳明



目次

ページ

1. 原子力損害賠償制度について.....	1
2. 核燃料サイクル政策の在り方について	2
3. 放射性廃棄物の処理・処分について	3
4. 今後の取組について.....	9

1. 原子力損害賠償制度について

○平成20年6月「原子力損害賠償制度の在り方の検討について」(見解)

原子力損害の賠償に関する法律の改正にあたり、

- ・JCO臨界事故の経験を反映するなど国内外の動向を踏まえて、速やかに原子力損害賠償制度の在り方に関する検討の推進
- ・原子力損害賠償に係る国際条約への対応の考え方の整理等の提言を行っている。

○平成21年1月「原子力損害賠償制度の在り方の検討について」(見解)

文部科学省 原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会の「第1次報告書」(平成20年12月)で示された法律改正事項である、

- ・平成21年12月で期限の切れる、政府による保証契約の締結・援助の10年間延長
- ・保険会社の引受能力向上や、賠償措置額に関する国際動向を踏まえた賠償措置額の引上
- ・JCO臨界事故の経験を踏まえ、紛争審査会の所掌事務に、原子力損害の範囲の判定等に関する指針を定めることを追加
- ・罰則の強化
- ・被害者の円滑な救済を図るため、政府補償契約に係る一部事務の保険会社への委託について、原子力損害賠償の充実に資する適切なものであると評価している。

2. 核燃料サイクル政策の在り方について

○平成17年10月「原子力政策大綱」

高速増殖炉について、

- ・軽水炉核燃料サイクル事業の進捗や「高速増殖炉サイクルの実用化戦略調査研究」、「もんじゅ」等の成果に基づいた実用化への取組を踏まえつつ、ウラン需給の動向等を勘案し、経済性等の諸条件が整うことを前提に、2050年頃から商業ベースでの導入を目指す。

等の提言を行っている。

(「3-1-2. 原子力発電」から抜粋)

核燃料サイクルについて、

- ・使用済燃料は、当面は、利用可能になる再処理能力の範囲で再処理を行うこととし、これを超えて発生するものは中間貯蔵することとする。
- ・中間貯蔵された使用済燃料及びプルサーマルに伴って発生する軽水炉使用済MOX燃料の処理の方策は、六ヶ所再処理工場の運転実績、高速増殖炉及び再処理技術に関する研究開発の進捗状況、核不拡散を巡る国際的な動向等を踏まえて2010年頃から検討を開始する。

等の提言を行っている。

(「3-1-3. 核燃料サイクル」から抜粋)

3. 放射性廃棄物の処理・処分について

(1) 高レベル放射性廃棄物について

○平成10年5月「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方について」 (高レベル放射性廃棄物処分懇談会) 報告書

高レベル放射性廃棄物について、

・高レベル放射性廃棄物は、長期にわたり放射能のレベルが高いため人間の生活環境から隔離して安全に処分する必要があり、その処分方法について長年、各国及び国際機関において様々な可能性が検討されてきており、このような検討を経て、地層処分以外の処分方法については実現にあたっての問題が多いことから、現在、わが国を含めて国際的に、最も好ましい方策として地層処分が共通の考え方になっている。こと等を示している。

(「Ⅱ. 高レベル放射性廃棄物処分とは」から抜粋)

○平成24年12月「今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について」(見解)

今後の取組において、特に留意すべき重要な点として、

- ・処分すべき高レベル放射性廃棄物の量と特性を原子力・核燃料サイクル政策と一体で明らかにすること
- ・地球科学分野の最新の知見を反映して地層処分の実施可能性について調査研究し、その成果を国民と共有すること
- ・暫定保管の必要性と意義の議論を踏まえて取組の改良・改善を図ること
- ・処分に係る技術と処分場の選択の過程を社会と共有する仕組みを整備すること
- ・国が前面に出て再構築に取り組むこと

を示している。

3. 放射性廃棄物の処理・処分について

(参考) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(抜粋)

特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針及び最終処分計画を定めようとするとき、または改定するときは、以下に示すとおり、原子力委員会の意見を聴かなければならないと規定されている。

(基本方針)

第3条 経済産業大臣は、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 (略)

3 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会（前項第四号及び第五号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するものにあつては、原子力規制委員会）の意見を聴かなければならない。

4～6 (略)

(最終処分計画)

第4条 経済産業大臣は、基本方針に即して、経済産業省令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画（以下「最終処分計画」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 (略)

3 経済産業大臣は、最終処分計画を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会（前項第四号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するものにあつては、原子力規制委員会）の意見を聴かなければならない。

4～7 (略)

3. 放射性廃棄物の処理・処分について

(2) 低レベル放射性廃棄物(RI・研究所等廃棄物)について

○平成10年5月「RI・研究所等廃棄物処理処分の基本的考え方について」(原子力バックエンド対策専門部会)報告書

RI 廃棄物の処理処分について、

- ・ RI 廃棄物の大部分は、現行の政令濃度上限値以下の廃棄物であり、また、その大部分は、極低レベル放射性廃棄物以下に相当する。このような廃棄物の処理処分については、既に実績を有しており、現在の技術で対応が可能である。
- ・ 具体的には、以下のような対策により、RI 廃棄物の安全かつ合理的な埋設処分を行うことができる。
 - 廃棄物の放射能濃度やその他の性状に応じた適切な処理処分が行われるよう分別管理を行う。
 - 廃棄体数量の低減化を図ると共に、廃棄体から放射性物質とその他の有害な物質の溶出を抑制し、廃棄体の安定性を確保するため、焼却、固形化等の適切な処理（廃棄物自体が安定なコンクリート等を除く）を行う。

等の提言を行っている。

(「第1章 RI 廃棄物の処理処分に関する基本的考え方について」まとめから抜粋)

研究所等廃棄物の処理処分について

- ・ 研究所等廃棄物についても、RI 廃棄物と同様に、以下のような対策により安全かつ合理的な埋設処分を行うことができる。
 - 廃棄物の放射能濃度やその他の性状に応じた適切な処理処分が行われるよう分別管理を行う。
 - 廃棄物からの放射性物質等の溶出を抑制し、廃棄体の安定化、廃棄体数量の低減化を図るために固形化等の適切な処理を行う。

等の提言を行っている。

(「第2章 研究所等廃棄物の処理処分に関する基本的考え方について」まとめから抜粋)

3. 放射性廃棄物の処理・処分について

(2) 低レベル放射性廃棄物(超ウラン核種を含む放射性廃棄物)について

○平成12年3月「超ウラン核種を含む放射性廃棄物処理処分の基本的考え方について」
(原子力バックエンド対策専門部会)報告書

超ウラン核種(※)を含む放射性廃棄物の処理処分について、

- ・当該廃棄物の処分は、浅地中のコンクリートピットへの処分、地下利用に余裕を持った深度への処分及び当該廃棄物の特徴を考慮した地層処分に区分して行うことが可能と考えられる。
- ・当該廃棄物のうち放射性核種の濃度が比較的低いものについて、浅地中のコンクリートピットへの処分あるいは地下利用に余裕を持った深度への処分の適用可能性について検討した結果、当該廃棄物の中にはこれらの処分概念により処分できるものが比較的多く存在するとの見通しが得られた。
- ・一方、当該廃棄物には、 α 核種の濃度が高い等によりこれらの処分概念を適用できないと考えられるものも存在することから、これについては地層処分を行う必要があると考えられる。

等の提言を行っている。

(「9. まとめ」から抜粋)

※ウランより原子番号が大きい人工放射性核種。半減期が長く、 α 線を放出する放射性核種が多い。

3. 放射性廃棄物の処理・処分について

(2) 低レベル放射性廃棄物(ウラン廃棄物)について

○平成12年12月「ウラン廃棄物処理処分の基本的考え方について」(原子力バックエンド対策専門部会)報告書

ウラン廃棄物の処理処分について、

- ・対象廃棄物(※)は、これまでに処分方策を検討してきた放射性廃棄物と異なる特徴を有しているが、対象廃棄物に除染処理を行うことにより、放射性核種濃度を低減し、クリアランスレベル以下になるものについては、放射性廃棄物として扱う必要のないものとして処分又は再利用を行う。それ以外のものについては、濃度などに応じて適切に区分し、それぞれの区分に応じた処分方策を講じることにより、安全かつ合理的に処分できると考えられる。

等の提言を行っている。

(「7. まとめ」から抜粋)

※民間のウラン燃料加工施設、日本原燃(株)のウラン濃縮施設、(独)日本原子力研究開発機構のウラン濃縮施設などから発生する廃棄物

3. 放射性廃棄物の処理・処分について

(3) 放射性廃棄物の処理・処分の一元化について

○平成17年10月「原子力政策大綱」

放射性廃棄物の処理・処分の一元化について、

- ・放射性廃棄物の処理・処分は、発生者や発生源によらず放射性廃棄物の性状に応じて一元的になされることが効率的かつ効果的である場合が少なくないことから、国はこれが可能となるように諸制度を運用すべきであり、必要に応じて、このための更なる対応策を検討すべきである。

といった提言を行っている。

(「2-3-2. 管理処分を行う放射性廃棄物」から抜粋)

4. 今後の取組について

(1) 原子力損害賠償制度について

制度の見直しについては、内閣官房副長官主催の原子力賠償制度の見直しに関する副大臣等会議等の政府の取組について、引き続き注視しつつ、必要な対応について検討を行っていく。

(2) 核燃料サイクル政策の在り方について

核燃料サイクルについては、エネルギー基本計画において位置付けが示されており、エネルギー基本計画を踏まえた関係各省の対応を注視しつつ、今後、必要な対応について検討を行っていく。

(3) 放射性廃棄物の処理・処分について

関係各省における施策の進捗状況を注視しつつ、省庁横断的な課題や長期的な取組について、実施官庁とは異なる立場で意見を述べるため、必要な対応について検討を行っていくとともに、法改正後の原子力委員会において、専門部会等を設置して検討を進める。

また、最終処分関係閣僚会議についても、その検討状況を注視しつつ、「原子力利用に関する政策」に関する企画・審議等を行う原子力委員会の立場から、必要に応じ意見を述べていく。

さらに、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づく「最終処分に関する基本方針」や、「最終処分に関する計画」を改定する際には、引き続き、必要な対応について検討を行っていく。